

長野県総合計画審議会 土地利用・事業認定部会

- 開催日時 平成24年8月30日（木）午後4時05分
- 開催場所 県庁3階 特別会議室
- 出席委員 小松正俊委員 中島実香委員 野原莞爾委員

1 開 会

- 企画部企画課土地対策室 山崎課長補佐から委員の定足数について説明があり、長野県総合計画審議会条例に基づき会議が成立している旨、説明

2 あいさつ

- 企画部 原山部長からあいさつ

3 会議事項

(1) 長野県土地利用基本計画の変更（案）について

- 小松部会長からあいさつ
- 資料1頁から6頁により企画部企画課土地対策室 山崎室長から説明
- 資料6頁により建設部都市計画課 竹内企画幹から説明
- 質疑

(小松部会長)

それでは会議事項の長野県土地利用基本計画の変更、飯山都市地域の拡大について、一連の説明をいたしましたけれども、この変更案につきまして、ご意見あるいはご質問がありましたらご発言願います。

(野原委員)

資料2ページの変更を必要とする理由の「開発圧力が高まっている状況であるため、当該地域の都市的土地利用と農業の調和や景観・環境保全の必要性から都市計画区域に編入する」とは、どういう意味か。

(企画部企画課土地対策室 山崎室長)

農業地域の中に農用地区域というエリアがあれば農振法により規制できるが、それ以外の農業地域の場合は、開発に関して規制がほとんどかからないため、こうした地域は、都市計画区域のエリアに含め、都市計画法による規制により、計画的な開発が行われるということで、そのような記載としている。

(野原委員)

都市計画区域に編入される理由として、景観だとか環境保全の必要性からというのと、考えが逆のような感じを受けるが、都市計画法に基づいて、きちんとした開発がなされ、乱開発されないという意味か。

(企画部企画課土地対策室 山崎室長)

そういう趣旨です。

(小松部会長)

秩序ある開発が進められるということですね。

(企画部企画課土地対策室 山崎室長)

そういうことです。

(小松部会長)

それでは、ほかにご質問がないようなので、計画の変更につきまして、当部会としては、ご了承いただくというようなまとめにさせていただきます。

事務局において何かほかにごございましたらお願いします。

(企画部企画課土地対策室 山崎課長補佐)

熱心な御審議ありがとうございました。「長野県土地利用基本計画の変更」については、今後、国土交通大臣との協議を得て、県報公告を行う予定ですのでよろしく願います。

(2)その他 特になし

4 閉 会

(小林部会長)

ほかに関言なければ会議を閉じさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは短時間でございましたが、熱心にご審議いただきありがとうございました。これをもちまして部会を閉じさせていただきます。